

港区告示第二百六十三号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、セントラル三田ハイツマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年八月十七日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

セントラル三田ハイツマンション再生組合

二 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 再生前マンションの名称

セントラル三田ハイツ

(二) 再生前マンションの敷地の区域

東京都港区芝五丁目二番三百九十一

三 再生後マンションの敷地の区域

東京都港区芝五丁目二番三百九十一

四 事業施行期間

令和八年二月二十七日から令和十二年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

東京都港区芝四丁目二番三号NMF芝ビル四階

六 設立認可の年月日

令和八年二月二十七日

七 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

セントラル三田ハイツマンション建替組合

(二) 変更後

セントラル三田ハイツマンション再生組合

八 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年八月十七日